

「健康経営優良法人2022」認定項目の具体的取組内容

会議所コード：2216

商工会議所名：

<2022年認定要件>

※黄色で色付けした内容は重点項目

評価項目	適合	具体的取組
健康経営の具体的な推進計画	必須	全職員が有給休暇を8日以上取得する。
①従業員の健康診断の受診(受診率実質100%)	○	会員向けに健康診断事業をやっているため、検診車が当所に来るために受診しやすい
②受診勧奨に関する取り組み	○	再検査対象者に対して声かけ・面談を行う。 健康診断メニューを自費での追加可能
③50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施	-	
④管理職・従業員への教育	-	
⑤適切な働き方の実現に向けた取り組み	○	勤務間インターバル制度を設けている
⑥コミュニケーションの促進に向けた取り組み	○	従業員間コミュニケーションのために、一言スピーチの実施
⑦私病等に関する両立支援の取り組み	○	時間単位の年次休暇の実施
⑧保健指導の実施または特定保健指導実施機会の提供に関する取り組み	○	特定保健指導の案内を周知している
⑨食生活の改善に向けた取り組み	-	
⑩運動機会の増進に向けた取り組み	○	鉄道会社が企画するハイキングに、参加職員を募り参加
⑪女性の健康保持・増進に向けた取り組み	○	セミナーの受講
⑫長時間労働者への対応に関する取り組み	○	上司による面談・指導
⑬メンタルヘルス不調者への対応に関する取り組み	○	外部相談窓口の設置
⑭感染症予防に関する取り組み	○	特別休暇付与による感染拡大予防の実施
⑮喫煙率低下に向けた取り組み	○	就業時間中の喫煙時間短縮の指導
受動喫煙対策に関する取り組み	必須	屋内は全面禁煙、敷地屋外喫煙所を設置